

枠内に「特に重要な事項」を記載しておりますので、必ずご確認ください。

## 1 ご契約の申込み、成立および契約期間について

- (1) お客さまが新たに需給契約をご希望される場合は、あらかじめ当社が別途定める基本契約要綱（低圧・中部エリア以外）（以下、「基本契約要綱」といいます）、適用を希望される個別要綱および北陸電力送配電株式会社または配電事業者（以下、あわせて「接続供給会社等」といいます）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、契約種別、適用を希望される個別要綱、使用開始希望日等必要事項を明らかにして、当社所定の様式によってお申込みをしていただきます。
- (2) 需給契約は、契約容量が2キロボルトアンペア以上である需要で、お客さまの需給契約の申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。ただし、接続供給会社等との接続供給契約が整わない等の事情によるやむを得ない理由によって、電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社は、需給契約の成立の日によって需給契約を解約することがあります。
- (3) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます）の末日までといたします。
- (4) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

## 2 ご請求金額の計算方法等について

- (1) 月々の電気料金は、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、使用電力量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。

<計算方法> 各種単価等は税込単価を用いて計算いたします。

電気料金 = 基本料金 + 電力量料金単価 × 使用電力量 ± 燃料費調整額（燃料費調整単価 × 使用電力量） + 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 × 使用電力量

※全く電気をお使いにならない場合（当月の使用電力量が0キロワット時の場合）の基本料金は、半額となります。

<料金単価表>

### ●カテエネプラン

区分		単位	料金単価※(円/税込)
基本料金		ひと月 1kVAにつき	297.66
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWhにつき	30.38
	120kWhをこえ300kWhまで		34.68
	300kWhをこえる		36.42

※燃料費調整単価は含まれておりません。また、消費税等相当額10%を含みます。

- (2) 燃料費調整額とは、電気をつくるために必要な燃料（原油・LNG（液化天然ガス）・石炭）価格の、市場や為替等の外部要因による変動を電気料金に反映するための調整額です。カテエネプランは、燃料費調整単価における上限単価の設定はございません。このため、市場等の状況により、他の小売電気事業者の電気料金メニューと比較し、燃料費調整単価が大きくなる可能性がございます。

また、電気料金に適用する燃料費調整単価や平均燃料価格、これまでの燃料費調整単価は、[こちら](#)からご確認ください。

<燃料費調整単価の算定方法>

3か月間の平均燃料価格と基準単価から、以下のとおり算定いたします。

#### ○プラス調整

平均燃料価格が79,800円（調整の基準となる燃料価格）を上回る場合

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 79,800円) × 0.165円（基準単価） / 1,000

#### ○マイナス調整

平均燃料価格が79,800円（調整の基準となる燃料価格）を下回る場合

燃料費調整単価 = (79,800円 - 平均燃料価格) × 0.165円（基準単価） / 1,000

※平均燃料価格は、各平均燃料価格算定期間における、(A) 平均原油価格 (kl)、(B) 平均液化天然ガス価格 (t)、(C) 平均石炭価格 (t) により、以下のとおり算定いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha (0.0415) + B \times \beta (0.0745) + C \times \gamma (1.2499)$$

※基準単価とは、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の燃料費調整単価をいいます。

- (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金とは、再生可能エネルギーによって発電された電気について、国が定めた単価により購入し、電気事業者が購入に要した費用については、電気を利用する全てのお客さまに、賦課金として、使用電力量に応じご負担いただくものです。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、地域間の負担の公平性を保つために国により地域間調整を行い、全国一律単価とされております。電気料金に適用する再生可能エネルギー発電促進賦課金は、[こちら](#)からご確認ください。
- (4) 料金の算定期間は、毎月 1 日から当該月末日までの期間とし、その間の使用電力量にもとづき計算した金額を請求させていただきます（新規のご契約等で、需給開始の日から当該日の属する月の末日までの期間が短い場合には、翌月まとめて請求させていただきます）。また、お引っ越し等により、ご使用期間が 1 か月に満たない場合、日割り計算を行います。
- (5) お客さまが料金を支払期日（料金算定期間の翌月の検針日の翌日から 30 日目）を経過してお支払いいただいた場合は、その経過日数に応じて年利 10%（1 日あたり約 0.03%）の延滞利息を、お支払いされた日以降の料金とあわせてご請求させていただきます。ただし、支払期日の翌日から 10 日目までにお支払いいただいた場合、延滞利息はいただきません。

### 3 供給開始予定日について

原則として、次のいずれかに該当する日を供給開始予定日といたします。

- (1) 他社から小売電気事業者を切替えるお客さまの場合は、お申込みいただいた日の当月、翌月または、翌々月の託送約款等に定める検針日を供給開始予定日といたします。
- (2) (1) 以外のお客さまの場合は、当社へお申し出いただいた供給開始希望日といたします。

### 4 契約容量・電力について

お申込みいただいた内容をもとに、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱にもとづき算定した容量といたします。

### 5 供給電圧および周波数について

供給電圧は、標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトといたします。周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

### 6 工事費等の負担について

- (1) 当社が、接続供給会社等からお客さまの需要場所に対応する供給地点への接続供給に係る工事費等の負担を求められた場合には、当社は、その金額をお客さまから、原則として、工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社は、接続供給会社等による設計の変更、材料単価の変動その他特別の事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、接続供給会社等との間で工事完成後に工事費等の精算を行う場合は、お客さまとの間で工事費等を精算するものといたします。

### 7 お支払い方法について

料金については毎月、工事費等その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。なお、料金の支払いについては、原則次によります。

- ・クレジットカード支払
- ・口座振替支払
- ・電子決済

※電子決済とは、お客さまにご登録いただいた携帯電話番号へショートメッセージサービス（以下、「SMS」といいます）を用いて、ご請求情報およびお支払い方法を通知し、お支払いいただく方法です。

※クレジットカード支払、口座振替支払、電子決済をご希望されないお客さまは、振込用紙支払となります。

※クレジットカード支払、口座振替支払、電子決済をご希望のお客さまで、クレジットカードでのお支払いが承認されない場合や振替ができない場合、お客さまの事情等により SMS を配信できない場合は、振込用紙でのお支払いに変更させていただきます。

※カテエネプランにご加入の場合、カテエネポイントを料金のお支払いにご利用いただけます。

### 8 帳票発行手数料について

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、原則として、各帳票の発行につき、(2) に定める帳票発行手数料を、お客さまに支払っていただきます。なお、帳票発行手数料は、帳票発行の対象となる料金とあわせて支払っていただきます。

ア お客さまが、書面による請求書の発行を希望され、当社が請求書を発行した場合

イ お客さまが、振込用紙支払の方法によって料金を支払う場合であり、当社が振込用紙を発行した場合

- (2) 帳票発行手数料は、次のとおりといたします。

- ・(1) アの場合 100 円（税込）
- ・(1) イの場合 220 円（税込）

### 9 使用電力量の算定について

- (1) 当社は、接続供給会社等が託送約款等にもとづき計量した値を用いて使用電力量を算定いたします。計量器は、託送約款等にもとづき接続

供給会社等が設置いたします。料金の算定期間における使用電力量は、30分ごとの使用電力量の合計として算定いたします。

- (2) 託送約款等にもとづく接続供給会社等からの電力量の計量等の結果のお知らせの日が、託送約款等に定める検針日の属する月における当社の最終営業日の翌日以降となる場合は、当社が推定した値を30分ごとの使用電力量とすることがあります。この場合、接続供給会社等からの電力量の計量等の結果のお知らせにもとづき精算いたします。
- (3) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく算定できなかった場合や、特別の事情がある場合で、使用電力量の算定に計量値等を用いることが適当でないときは、使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めめます。

## 10 ご契約の変更、解約、お申込みの撤回およびそれに係る料金について

- (1) ご契約内容の変更をご希望される場合は、1(1)に定める新たに需給契約をご希望される場合に準じてお申込みをしていただきます。また、ご契約の解約、お申込みの撤回をご希望される場合は、当社所定の様式によりお申込みをしていただきます。
- (2) お客さまが契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、料金をお客さまに精算していただきます。
- (3) 契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとするお客さまが、当該需要場所において廃止後も引き続き他の需給契約または需給契約以外の契約により電気の供給を受ける場合で、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで新たに施設した供給設備を接続供給会社等が撤去することが明らかになったときは、(2)に準じて料金を精算していただきます。
- (4) (2)および(3)の場合で、当社が接続供給会社等から、託送約款等に定めるところにより、工事費等の精算に係る請求を受けた場合は、お客さまにその金額を工事費等として負担していただきます。

## 11 当社からの申し出による契約の解約に関する事項について

- (1) お客さまが、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、あらかじめその旨をお知らせいたします。
  - ア 料金を、支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
  - イ 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
  - ウ 基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費等その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
  - エ その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社または接続供給会社等の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、需給契約を解約することがあります。
  - ア お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合
  - イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
  - ウ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき
  - エ その他基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱に反した場合
- (3) お客さまが、当社へ通知をされないうちに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかになった場合には、需給契約を解約いたします。

## 12 違約金および設備賠償金について

- (1) お客さまが、11(2)イまたはウに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6か月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または接続供給会社等の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について損害を賠償していただきます。

## 13 需要場所への立ち入りによる業務の実施について

当社または接続供給会社等（当社または接続供給会社等が委託した業者を含みます）は、供給設備または計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

## 14 保安に対するお客さまの協力について

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を接続供給会社等に通知していただきます。この場合には、接続供給会社等は、ただちに適当な処置をいたします。

ア 引込線、計量器等その需要場所内の接続供給会社等の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認められた場合

イ お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが接続供給会社等の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認められた場合

(2) お客さまが、接続供給会社等の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、接続供給会社等が保安上必要と認めるときは、その期間について、接続供給会社等は、(1)に準じて、適当な処置をいたします。

#### 15 信用情報の共有について

お客さまが、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます）を他の小売電気事業者等へ当社が通知することにあらかじめ同意していただきます。

#### 16 その他

(1) 上記に記載のない事項については、基本契約要綱、お客さまが適用を受ける個別要綱および託送約款等によります。なお、基本契約要綱および個別要綱は、当社ホームページからご確認ください。託送約款等については、接続供給会社等のホームページからご確認ください。

(2) お客さまがご契約を更新または変更する場合、当社は、更新または変更の前は、新たな契約期間または変更しようとする内容を、更新または変更後は、新たな契約期間または変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法（お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます）等によりお客さまにお知らせいたします。

(3) 当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、基本契約要綱およびお客さまが適用を受ける個別要綱を変更する場合、変更前は変更しようとする内容を、変更後は変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。ただし、その変更が軽微な場合は、変更しようとする事項の概要のみをお知らせいたします。

(4) (2)、(3)について、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

#### 中部電力ミライズ株式会社

本店所在地：愛知県名古屋市東区東新町1番地

登録番号：A0270

当社ホームページ URL <https://miraiz.chuden.co.jp/>

Web サービス「カテエネ」 <https://katene.chuden.jp/>

お申込み・お申込みの撤回・ご契約の変更・ご契約の解約等に関する問い合わせ番号：0120-985-282

(受付時間 平日9:00~20:00, 土曜日9:00~17:00)

(2024年10月1日改訂)